別表第三号（第７条関係）

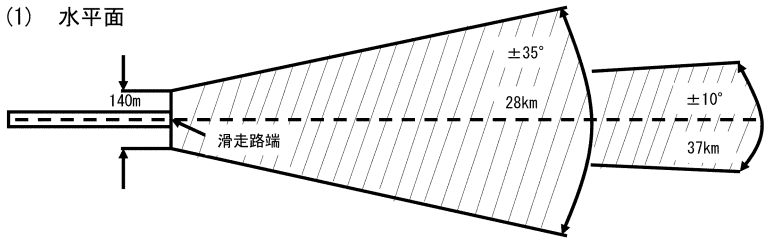
［１～62　略］

63　Ｇ１Ｄ又はＧ７Ｄ電波108.025MHz以上117.975MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、２及び15に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

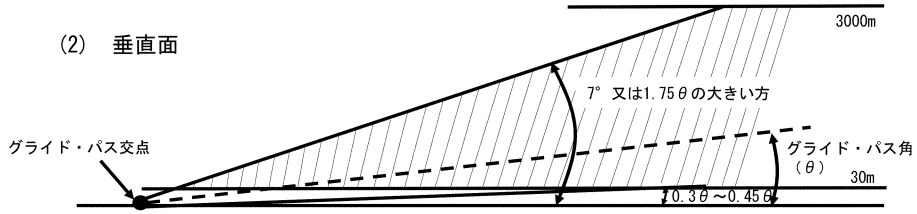
64　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から63までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別図第十四号の二　有効範囲（第45条の12の８の２関係）

(1)　水平面



(2)　垂直面



注１　水平面及び垂直面における最小の有効範囲は、斜線部分とする。

２　有効範囲内の電界強度は、次のとおりとする。

⑴　水平偏波

最小電界強度　215μＶ／ｍ（－99dBW／㎡）

最大電界強度　0.879Ｖ／ｍ（－27dBW／㎡）

⑵　楕円偏波

最小電界強度　136μＶ／ｍ（－103dBW／㎡）

最大電界強度　0.555Ｖ／ｍ（－31dBW／㎡）

別表第三号（第７条関係）

［１～62　同左］

［新設］

63　総務大臣は，特に必要があると認めるときは，１から62までの規定にかかわらず，その値を別に定めることができる。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。